（登録の抹消の申請）

**第二百三十六条の十一**　法第百三十二条の十一第一項の規定により登録の抹消の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

2　第二百三十六条の三第四項の規定は、前項の登録の抹消について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

## 第二節　無人航空機の安全性

（機体認証）

**第二百三十六条の十二**　法第百三十二条の十三第一項の機体認証を申請しようとする者は、機体認証申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。ただし、申請の際現に航空の用に供した無人航空機に係る当該書類の提出時期は、次の表の下欄に掲げる時期にかかわらず、申請時とする。

| 区分 | | 添付書類 | 提出の時期 |
|---|---|---|---|
| 一　法第百三十二条の十六第一項の型式認証を受けていない型式の無人航空機 | | 一　設計計画書 | 設計の初期 |
| | | 二　設計書<br>三　設計図面<br>四　部品表<br>五　製造計画書 | 製造着手前 |
| | | 六　無人航空機飛行規程<br>七　無人航空機整備手順書<br>八　航空の用に供した無人航空機については、整備又は改造に関する技術的記録及び総飛行時間を記載した書類<br>九　無人航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類<br>十　前各号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類 | 現状についての検査実施前 |
| 二　法第百三十二条の十三第一項の機体認証を受けたことのある無人航空機及び法第百三十二条の十六第一項の型式認証を受けた型式の無人航空機（三に掲げる無人航空機を除く。） | | 一　無人航空機飛行規程<br>二　航空の用に供した無人航空機については、整備又は改造に関する技術的記録及び総飛行時間を記載した書類<br>三　無人航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類<br>四　無人航空機の製造者等において整備を行つた場合は、その確認をした旨を証する書類<br>五　前四号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類 | 機体認証申請時 |

（登録の抹消の申請）

**第二百三十六条の十一**　法第百三十一条の十三第一項の規定により登録の抹消の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

2　第二百三十六条の三第四項及び第五項の規定は、前項の登録の抹消について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）